

# 児童通所支援の利用のしかた

## ～サービスの申請から利用までの流れ～

サービスの申請には、以下①～⑤のいずれかの提示・提出が必要です。

- ① 障害者手帳（療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳）
- ② 特別児童扶養手当の受給を証明する書類
- ③ 自立支援医療受給者証（精神通院医療）、特定疾患医療受給者証
- ④ 障害名・難病名等を記載した医療機関の診断書（作成料は自己負担）
- ⑤ かかりつけの医療機関が作成する意見書（作成料は自己負担）

※①～⑤がない場合

徳島県中央こども女性相談センター又は徳島市子ども健康課へ意見書を作成依頼するため、同意書・基礎資料の提出が必要です。詳しくは、徳島市障害福祉課へお問い合わせください。

